

区立児童相談所設置に向けた取組状況等について

1 経過

- 平成 28 年の児童福祉法改正を受け、令和 3 年 9 月に、令和 8 年度の区立児童相談所開設を決定した。
- 令和 5 年 1 月、区立児童相談所の開設年月を令和 8 年 11 月と定め、これまで検討・整理した内容を「杉並区児童相談所設置運営計画（以下「設置運営計画」という。）」として策定、公表した。以降、毎年度、検討結果等を踏まえて更新し、令和 7 年 9 月に第 4 版の更新を行った。

2 進捗状況

(1) 施設整備について

- 令和 5 年 2 月より基本設計、令和 5 年 9 月より実施設計を開始した。
- 「杉並区立児童相談所建設に伴う『杉並区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例』に基づく説明会」を実施した。（令和 5 年 10 月 25 日）
- 杉並区景観条例に基づく「杉並区まちづくり景観審議会」による意見聴取を実施した。（令和 5 年 12 月 13 日）
- 施設建設工事に関する住民説明会を開催した。（令和 6 年 10 月 31 日）
- 施設建設工事を令和 6 年 11 月から開始した。（令和 8 年 8 月末竣工予定）



(2) 政令指定について

- 児童相談所を設置するためには、児童福祉法第 59 条の 4 第 1 項に基づく政令で定める市の指定が必要であるため、令和 7 年 8 月 6 日、こども家庭庁に対し、児童相談所設置市の政令指定について要請を行った。

(3) 人材育成・確保について

- 他自治体の児童相談所及び一時保護施設への研修派遣を計画的に実施。
3 年度：4 名、4 年度：9 名、5 年度：20 名、6 年度：32 名、7 年度：43 名
- 東京都杉並児童相談所からのケース引継ぎ派遣を開始。
東京都職員（併任）福祉 6 人、心理 3 人 ※加えて SV として、福祉 1 人、心理 1 人

(4) 設置市が処理する事務 (16 事務)

- ①児童福祉審議会の設置に関する事務
- ②里親に関する事務
- ③児童委員に関する事務
- ④指定療育機関に関する事務
- ⑤小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務
- ⑥障害児入所給付費の支給等に関する事務
- ⑦児童自立生活援助事業に関する事務
- ⑧児童福祉施設に関する事務
- ⑨認可外保育施設に関する事務
- ⑩小規模住居型養育事業に関する事務
- ⑪障害児通所支援事業に関する事務
- ⑫一時預かり事業に関する事務
- ⑬特別児童扶養手当に係る判定事務
- ⑭療育手帳に係る判定事務
- ⑮民間あっせん機関による養子縁組の許可に関する事務
- ⑯情報公表対象支援の利用に資する情報の報告及び公表

3 今後の主なスケジュール (予定)

- | | | |
|------|-----|---------------------------------|
| 令和8年 | 2月 | 令和7年8月に行った政令指定の要請に基づき、政令公布 |
| | 6月 | 令和8年第2回区議会定例会において、児童相談所設置条例等の提案 |
| | 8月末 | 施設建築工事竣工 |
| 11月 | | 区立児童相談所開設 |